

企画競争実施の公示

令和5年6月9日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

「FIT 誘客推進のためのマーケティング戦略策定業務」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和6年3月22日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 当機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター
4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

・事業の定性的・定量的な目標値

- ・業務の実施体制
 ※別紙「説明書」5の要件を満たすことが分かるように記載すること。
- ・業務の実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書等の提出について

① 企画提案書の期限、場所及び方法

提出期限：令和5年6月19日(月)17時00分(必着)

場 所：(1)に同じ。

方 法：郵送等により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

② その他

上記の「2. 企画競争参加資格要件」の(1)から(4)を満たすことが分かる書類(参加資格確認書)を企画提案書と併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額：8,000,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、当機構の情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当機構の会計規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は当機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
 - ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ
 - (担当: 公示等に関して: 榎原、説明書等事業内容に関して: 黒崎)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限前日までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

「FIT 誘客推進のためのマーケティング戦略策定業務」

2. 実施期間

契約締結の日～令和6年3月22日

3. 業務の目的

一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、FIT 誘客を推進するためのマーケティングの核として「Discover Another Japan Pass」（以下「DAJP」という。）を開発し、令和4年6月から販売を開始している。

FIT 誘客を推進するためには、DAJP を中心としたマーケティングの戦略をいかに具体化し、実践していくことができるかが重要となる。

本事業は、ゲートウェイ戦略に基づく FIT 誘客の取組みの確度を高めるためのマーケティングの具体的方策について調査・検討を行い、戦略を策定するものである。

なお、戦略については、2025年の大阪・関西万博等を見据え、関西ゲートウェイからの誘客を中心に策定を行うこととする。

4. 業務の内容

（1）継続的なデータマーケティングの仕組みの調査・検討

DAJP のデータ及びその他のデータを用いた継続的なデータマーケティングの仕組みについて調査・検討する。

（2）DAJP の取組みの確度を高めるための調査・検討

① DAJP の機能

DAJP の機能について客観的評価を行い、流通及び販売を促進するための改善策等について調査・検討する。

② 市場別の流通販売促進策

国内外の有識者や事業者等へヒアリングを行い、市場別の流通の仕組みや販売促進のための具体的な方策について調査・検討する。

- (3) FIT 誘客推進のためのマーケティング戦略の策定
上記(1)及び(2)の調査・検討結果を踏まえたFIT 誘客推進のためのマーケティング戦略を策定する。

5. 業務の実施体制等

上記4の業務の実施にあたっては、下記(1)から(3)までのすべてを満たすこと。

(1) 戦略の立案

インバウンドや山陰・関西・山陽各エリアの観光分野に精通しており、将来に渡り実現性の高い戦略を立案する能力のある者を本業務に配置すること。

(2) 機構との打ち合わせ

週1回程度、機構と打ち合わせを行い、業務の進捗状況報告及び業務の進め方等の確認・協議を丁寧に行うこと。

(3) 有識者委員会の設置

専門的見地から助言を得るため、次の者を構成員として含む有識者委員会を設置し、本業務実施期間中に3回以上開催すること。

なお、4(3)に記載する戦略の内容は必ず同委員会で審議すること。

- ① デジタルアプリのUI/UXに関する知見を有する者：1名以上
- ② 観光分野のデータマーケティングに関する知見を有する者：1名以上
- ③ 観光地域経営に関わるDMP（データマネジメントプラットフォーム）の構築及び運用に関する豊富な経験を有する者：1名以上

6. 目標と成果の指標

【アウトプット】

- ① DAJPのデータ及びその他のデータを用いた継続的なデータマーケティングの仕組みに関する提言数：1件以上
- ② DAJPの流通及び販売を促進するための機能の改善策等に関する調査・検討：15件以上
- ③ DAJPの流通販売促進策を検討するための有識者・事業者等へのヒアリング先数：20社（団体）以上
- ④ 有識者委員会の開催回数：3回以上

【アウトカム】

- ① FIT 誘客推進のためのマーケティング戦略の策定：1件以上

7. 成果物の提出等

(1) 成果物

事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及びその電子データ
（一式）

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和6年3月22日（金）

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること

8. その他

(1) 事業の実施にあたっては、機構のロゴマーク等を使用するなど、
機構の進める事業であることが分かるよう表示すること。

(2) 業務実施にあたって疑義等が生じた場合は、機構と協議のうえ、
機構の指示を得た上で進めること。